

「本巣市商工会もとまる商品券」の流れ図

① 市から商品券が交付（使用期限6ヶ月）年間6,000万円程



（取扱事業所の対応）

② お客様が商品券を取扱事業所にて使用（商品購入など）

（重要）＊新・旧の商品券をお受け取りください。



③ 取扱事業所が指定金融機関で換金（市内全金融機関対象）

＊使用済商品券は、1ヶ月以内に指定金融機関にご提出ください。

＊商品券と併せて、換金請求書をご提出ください。

＊1週間程で、代金が指定口座に振込入金されます。

（取扱事業所の換金手数料、振込手数料の負担は無料です。）



④ 各金融機関が商品券組合の口座より振替処理（委託契約）



⑤ 商工会担当者が使用済み商品券と換金請求書を確認の上、月次報告書を作成して市役所に提出（使用期限後2ヶ月以内）



⑥ 年間決算書類の作成と報告（通常総会）